児童ポルノは許さない！

そして、見ない！　持たない！　作らない！

児童ポルノとは、18歳未満の児童の
- ○　性交又は性交類似行為の姿
- ○　性器等を触る、触らせるなどの姿で性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ○　衣服の全部又は一部を着けない姿で性欲を興奮させ又は刺激するもの

を写真、デジカメ、携帯電話の写メなどで写し、見ることができるようにしたものです。

◆「児童ポルノは許さない！」その理由を理解しましょう◆

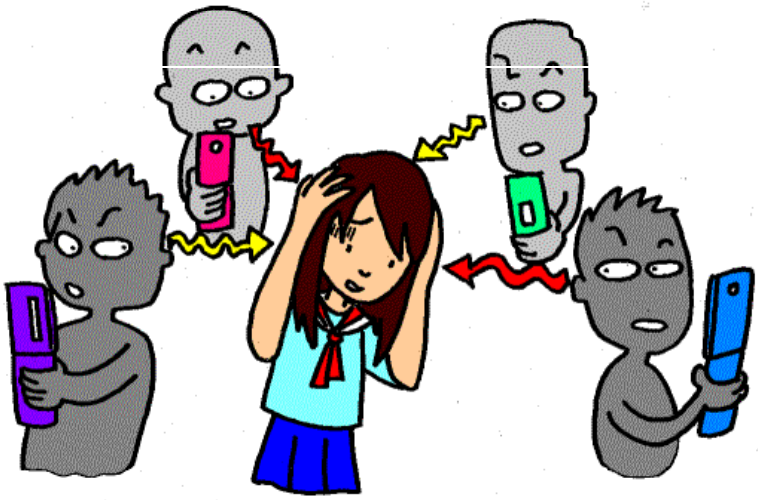

児童ポルノは、子ども達に対する人権侵害であり、その根絶は、日本だけでなく国際的な問題となっています。

子どもが、児童ポルノの被写体となり、画像がインターネット上に流れてしまうと、コピーが繰り返され、完全に消去することは、非常に難しくなります。

撮影された子どもは、将来にわたって、その画像におびえることにもなりかねません。

児童ポルノは、子どもの生涯にわたる人権を踏みにじるもので、決して許すことはできないものなのです。

児童ポルノを根絶し、子ども達が心身ともに健やかに成長していける環境づくりに社会全体で取組みましょう。

児童ポルノを提供すること、提供する目的で製造・所持・運搬・輸入・輸出することは、

３年以下の懲役、又は３００万円以下の罰金です。

児童ポルノを不特定多数の者に提供し、または公然と陳列すること、
不特定多数の者に提供し、または公然と陳列する目的で製造・所持・運搬・輸入・輸出することは

５年以下の懲役、又は５００万円以下の罰金です。

児童ポルノ根絶に向け、皆様のご協力をお願いします。

神　奈　川　県　警　察